



2019-20 年度テーマ

第 2670 地区

宿毛ロータリークラブ会報



■会長	小栗 学
■幹事	保田 孝司
■SAA	吉尾 航
■クラブ奉仕委員長	高瀬 一也
■職業奉仕委員長	東 豊喜
■社会奉仕委員長	西田 教世
■国際奉仕委員長	岡崎 利久
■青少年奉仕委員長	竹葉 良仁

■例会日：毎週木曜日 12:30～13:30
 ■例会場：宿毛市幸町 秋沢ホテル
 ■事務所
 〒788-0003 高知県宿毛市幸町 6-43
 TEL 0880-63-3416 FAX 0880-63-3417
 URL <http://www.gallery.ne.jp/~sukumorc/>
 E-Mail sukumorc@mb.gallery.ne.jp

例会報告 第2669回 令和元年9月5日（木曜日） 天気：雨

■例会司会：吉尾SAA
 ■開会点鐘：小栗会長
 ■Rソング：国歌・四つのテスト
 ■お客様：西川択様(西川択司法書士事務所)
 岡本泰蔵様(四万十RC)
 大平哲雄様(四万十RC)

四つのテスト 言行はこれらに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか

■会長報告 小栗会長

先日は父の葬儀に多数ご出席いただきありがとうございました。
 55周年記念夜間例会を10月24日に開催することが決まりました。運営委員長の筒井先生から後日報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

■幹事報告 保田幹事

- ロータリー財団事務所より：
 - ・2019-2020年度地区補助金支給の決定について
- ガバナー事務所より：
 - ・風の便り
- 米山梅吉記念館より：
 - ・賛助会ご入会のご願い
- ガバナー事務所より：
 - ・2019-2020年度地区内交流会本登録のご案内
 - ・国際ロータリー第2670地区大会 宿泊のご案内
- 一般財団法人 比国育英会バギオ資金より：
 - ・バギオだより
- ガバナー事務所より：
 - ・高知第I・第II分区米山協議会・親睦会開催のご案内

例会終了後、理事会を行います。

欠席届 5名

■9月誕生日・結婚記念日

9月誕生日
有田会員

9月結婚記念日
西田会員

■米山功労者伝達

第4回 マルチプル 秋澤会員



■挨拶と報告

四万十RC 岡本様 大平様

来年度の第2670地区高知第二分区ガバナー補佐に四万十RCの大平会員の推薦状をださせていただきました。



四万十RC 大平様

来年度の高知第二分区のガバナー補佐を推薦されました。これまで10数年RCにありましたが先輩方のようなガバナー補佐になれるかわかりませんが、ご指導のほどよろしく願いいた

します。

■委員会報告

大島桜公園担当委員会 竹田委員長

大島桜公園についてですが、先週は山に登っていただきました。55周年記念事業としてのコラボと一方通行の道を付けるということの説明もかねて商工観光課の上村課長さんに来ていただいて説明していただきました。今年度中に一方通行の道を作ると言うことで議会の内定も得ておるそうです。その中で森林組合が二つの案があり、どちらかにするという説明をいただきました。55周年記念事業の中で記念碑を建てたらどうかと役員の中で話がありました。商工観光課の課長からも良いのではないかと、ある程度道がついてから改めてやらせてもらえたらと話を聞いております。記念事業の中で桜などの植樹の話が持ち上がってるのなら『日本花の会』の会長さんに話をしたら苗が頂けると商工観光課から話をいただきましたが、吉尾造園もおりますので話し合っ進めて行きたいです。

■プログラム 池会員



卓話 西川 択様(西川択司法書士事務所)
 自分は法務局に平成22年まで勤めて退職後に宿毛へ帰り、郷里が沖の島の関係もあり岡本計一先生の後を継がせていただきました。相続法の改定に関してお話をしてみたいと思

います。

法務省のHPに相続に関するルールが大きく変わります。とあり、1. 配偶者居住権の新設、2. 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置、3. 預貯金の払戻し制度の創設、4. 自筆証書遺言の方式緩和、5. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設について、6. 遺言の活用、7. 遺留分制度の見直し、8. 特別の寄与の制度の創設と言うことで法改正についてはこの8つが主な物としてまとめられています。

まず、預貯金の払戻し制度の創設についてですが、2019年7月1日に施行されています。相続とは現在の民法では人が死亡することによってのみ開始するとなっております。ですのでまだ相談等受けておられますと、長男が相続したりとか、それから家族相続的な考え方を持っておられる方も中にはおいでるんですが、相続とは人が死亡した時に開始するもので、相続が開始すると現行制度では平成28年12月19日の最高裁大法廷決定によって、預貯金の口座が凍結されて、金融機関に口座名義人の死亡の情報が入ると預貯金が引けないという状況になっております。制度の改正があり改正によるメリットは、以前はどのように凍結されたかと言うと遺産分割によって各人の相続分は確定します、遺産分割協議が整わない限り相続人皆の物であり、だからそれまでは各人には払戻ししませんよと言う事で凍結されておりました。改正により一定額の払戻しが出来るようになりました。払戻しについては裁判所の手続きも無しでいけるようになったんですが、相続開始時の預金額の法定相続分の1/3、法定相続分とは被相続人との関係で直系遺族と配偶者、配偶者が1/2、直系遺族が1/2となっております。その（相続開始時の預貯金債権の額（口座基準））×（当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分×1/3の範囲で払戻しが出来ます。限度額があり1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円までです。引いたものについては後日、遺産分割の時に自分が相続する分から引かれます。現在では完全に凍結されずに一定額が引けるようになっております。

配偶者居住権の新設についてですが、配偶者がおられる方が死亡した場合、配偶者は一定要件の元に被相続人の死亡当時に居住していた家に一定の条件が整えば無償で一定期間居住出来ます。遺産分割の結果によっては終身でその家に居住出来ます。どうしてこのような制度が設けられたかと言うと、高齢者に居住環境をしっかりと配偶者の死亡後も整えると言うのと、不動産を今まで住んでいた土地建物を相続する事になると不動産は高価であるので相続財産の中で不動産を相続すると現金の取り分がなくなり家があるけど生活費が無くなるという状況が無くなる様に考案されました。配偶者居住権には二種類と言うか段階によって二つ有り、短期の居住権というのが認められています。配偶者が相続時に被相続人所有の建物に無償で居住していただける。この場合には残された配偶者は遺産分割が確定した時から6ヶ月間は無償でその家に居住することが出来ます。もう一つは配偶者が相続開始時に被相続人の所有する建物に居住していた場合に遺産相続で居住権を取得した場合は終身でそこに居住することが出来る制度です。先程も説明したように建物を取得すると現金を取得出来ない、将来の生活費が十分所得出来ない場合があるので建物を所有権と居住権に分けて相続させるという制度です。この制度は2020年4月1日に施行なのでまだ不明な部分もあります。

■ニコニコ

小栗会長	10,000円
父の葬儀に色々ありがとうございます。	
西田会員	2,000円
結婚記念日祝のお礼。	
有田会員	2,000円
誕生日祝のお礼。	
高瀬会員	10,000円
早退のお詫び。	
大平様	1,000円
次期ガバナー補佐を受ける事になりました。	
岡本様	1,000円
今後ともよろしくお願ひします。	

■出席報告

69. 23%